

岐阜県の未解放部落（その1）

——歴史と現状——

木 戸 季 市

The History and the Present Conditions of Buraku in Gifu Prefecture (Part 1)

Sueichi Kido

は じ め に

本論文は、岐阜県の部落の現状と歴史を明らかにすることを目的としている⁽¹⁾。しかしその前提として、部落問題とはなにか、部落問題をめぐっていまどのような事態が生じているか、触れておかなければならないと痛感する。

なぜなら、部落問題について、多くの人が不正確な情報や特定の考えしか与えられていないように思われるからである。

たとえば、岐阜県教育委員会の関係者は、誇らしげに「1980年度、岐阜県下のすべての公立小・中・高等学校では同和教育をすすめるための指導案が作成されています⁽²⁾」と語っている。しかし、現場の教師は、「校長から『同和教育をやれ』といわれるがどうしたらいいかわからない⁽³⁾」という悩みを訴えている。

また、社会同和教育の面でも、昨年県下40会場で部落問題学習の社会教育指導者研修会が開かれており、部落問題の学習に取り組んだ団体は471団体、同じくP. T. A にいたっては1,063 P. T. A に達していると報告されている⁽⁴⁾。にもかかわらず、学習会に参加した父母の中から「学習会に参加すればするほどわからなくなってくる。どうして同和地区の人だけが税金も安く、融資もすぐ受けられるのか⁽⁵⁾」という疑問が出されている。

さらに部落問題をめぐって深刻な事態が生じている広島県の教師の間では、「同和」と聞いただけで露骨に不快感を示した人もいる⁽⁶⁾。

しかし、これらの人々と話し合ってみると、そのほとんどの人は、けっしてかつての封建的な差別感にたって、部落問題をとらえているのではないということが理解される。部落問題についての確かな情報が伝えられていない結果の悩み、疑問、感情であるように思われる。また「部落の人々は、長いこと差別の中で苦しんできたのだから、よくする時はうんとよくしてもらおうようにする。それを羨むのは、それこそ差別だ⁽⁷⁾」といった講習を受け、素朴な疑問、意見が封ぜられた結果でもあるように思われる。

部落問題とはなにか、どのようにしたならば部落差別は解消できるのかについて、国民の自由な討議が今日強く求められているのが実状である。

1. 部落問題とは何かをめぐって

イ. 同和对策審議会答申

部落問題とは何か、その代表的見解を紹介することからはじめよう。

政府をはじめ府県や市町村が住民にたいして部落問題（もしくは同和問題と表現）とは何かを説明するにあたって、必ず引用するのが昭和40年8月12日に出された同和对策審議会の答申である。答申は部落問題の本質をつぎのように定義づけている。

「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である⁽⁸⁾。」

答申は部落問題の本質をこのように定義したうえで、近・現代における同和問題の歴史的立場づけを行なっている。

「明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているといえることができる⁽⁹⁾。」

しかし、現代なお部落問題は未解決である。なぜ部落差別は存在しているのか。答申はつづける。

「近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過程人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和问题解決の中心的課題である⁽¹⁰⁾。」

この同和对策審議会答申は、今から16年前に書かれたものであり、内容的に間違っているといえないまでも、不十分な表現となっていることは否めない。同対審委員の一人であった北原泰作氏が後日同対審答申の定義づけについて、「だいたい正しいと思っております⁽¹¹⁾」と述べているのも、それを表している。

同対審の答申をきわめて簡単にまとめると、①被差別部落民は日本国民のなかの一部少数の集団であること、②この部落民にたいする差別は身分的差別であること、③部落問題は民主主義の課題であること、④近代以後、部落問題は歴史的に解消の過程にあること、⑤部落問題解決の中心的課題は、部落住民に教育と就職の機会均等を保障し、主要産業の生産過程に導入することにある、からなっていると結論づけることができる。

ロ. いわゆる「朝田理論」

同和对策審議会の答申を受け、昭和44年7月10日、同和对策事業特別措置法が10年の時限立法として施行される。(その後、3年延長される。)法律は、この同和对策事業の目標を「対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによって、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することによりもとする」(同法5条)と定めている。そして、この目標達成のための事業がすすめられるのであるが、その際、運動の側から強力に押し出された「理論」に「朝田理論」と呼ばれる。朝田善之助氏による部落問題に関する定義づけがある。

「朝田理論」は、三つの主要な論点(命題)からなりたっている。①部落差別の本質論②部落差別の社会的意義論、③社会意識としての差別観念論が、それである。朝田氏は、つぎのようにいう。

「差別の本質とは、部落民が、明治以来今日まで封建的遺制である身分差別のために市民的権利である就職の機会均等、教育の機会均等、居住の自由等の基本的権利をうばわれ、圧迫された最低の生活を余儀なくされており、とくに差別の本質である就職の機会均等が行政的に不完全にしか保障されていない。」「すなわち部落民は、差別によって主要な生産関係から除外されているということである。これが差別のただ一つの本質である⁽¹²⁾。」

「身分差別の社会的存在意義は、その本質からいって、封建社会でも、資本主義社会でも変わっていない。それは部落民を直接に搾取し、圧迫することだけが目的ではなく、封建時代における身分差別は、経済的には、その時代の主要な生産力の担い手であった農民の搾取と圧迫をほしいままにすることと、政治的にはその反抗をおさえるための安全弁として利用した。……資本主義の初期の段階においては、資本の原始蓄積の手段として部落差別が利用され、今日、独占資本主義の段階においては、独占資本の超過利潤追求の手段として部落民を主要な生産関係から除外し、部落民に労働市場の底辺を支えさせ、一般勤労者の低賃金、低生活のしずめとしての役割を果たさせ……部落民と一般勤労者とを対立させる分割支配の役割をもたされている⁽¹³⁾。」

「社会意識としての部落民に対する差別観念は、その差別の本質に照応して、日常生活化した伝統の力と教育によって、自己が意識するとなしにかかわらず、客観的には空気を吸うように一般大衆の意識のなかに入りこんでいる⁽¹⁴⁾。」

朝田氏のいうところは、なかなか難解であるが、①部落差別の本質は、封建時代にあっても資本主義社会にあっても変らない、部落住民が行政的に主要な生産関係から除外されていることにある。②部落差別は、封建時代にあっては部落民と農民を、資本主義社会にあっては部落民と一般勤労者を対立させ、分裂支配するために存在する。③部落住民は生まれた時から差別される者として、一般国民

は差別する者として存在する、とまとめられる。

「部落解放」運動の上で朝田氏と同じ立場に立ちながら、朝田氏とは異質の理論を展開している研究者に大賀正行氏がある。簡単に大賀説にふれる。

大賀氏の説は、①部落差別は、その起源・形態からいえば、封建的差別である、②封建身分は「解放令」によりいったん打切られた、③その後、部落差別は日本資本主義の属性となった。④部落差別の解決は根本的には資本主義の打破以外にない、というものである⁽¹⁵⁾。

ハ. 国民融合理論

朝田理論に導かれた解放運動が、全国の各地で、暴力をとめない同和行政を私物化する現象が、あらわれた。その批判として、提唱されるにいたった理論に、国民融合理論がある。国民融合理論の立場にたった研究者、活動家は多く、いちいち取り上げることがせず、その主張するところを紹介する。

国民融合理論は、部落問題を歴史的に考察する必要を主張する。

「部落問題について科学的な考え方を確立するためには、まず第一に、部落差別が封建社会の身分差別に直接の起源をもつものであることを明らかにしたうえで、同時に封建社会の身分差別と、近代日本社会の部落差別と、そして第二次世界大戦後の部落問題とが、どの点でちがうかを、つまり三つの異った歴史社会における差別の共通性と、独自性とを明確にしていくことが大切になります」と⁽¹⁶⁾。

現在、部落差別の起源を封建社会に求めるという点では、多くの論者の間に異存がないように思われる。ここで重要なことは、「法の前の平等をたて前とする近代の資本主義社会では、身分制は否定され」「古代奴隷制社会の人民支配の中心は直接的な暴力による支配であって、身分制はこれを補う形」のものである。「これに対して封建社会では、直接的暴力支配は後退して副次的となり、身支配が人民支配の中心となる」、すなわち「全人民の間を貫く細分化され、固定された身分制と、そこでのきびしい身分差別こそが、封建社会と他の歴史社会を区別する重要な特徴の一つだ⁽¹⁷⁾」という事実を、認識することである。

資本主義社会（近代社会）が成立し発展していくために、封建的身分制は否定される。なぜか、「大名による分割支配や身分制は、資本主義的な市場形成や工場生産にとって決定的な障害になってきた」からである。「大名の分割支配は、自由な商品の流通をさまたげ、統一的な国内市場をつくり出すうえでのじゃま」となり、また「人びとが身分にもとづいて特定の仕事や居住地に束縛され、社交を制限されているかぎり、自由な労働力を手にいれることは不可能であり、そして自由な労働力を確保することなしには近代的工場生産の発展はありえない」からである。この意味で、近代社会の「自由」とは、「居住・移転の自由・労働の自由であり、それらの自由を獲得するための思想、信条の自由であり、政治活動の自由⁽¹⁸⁾」である。

近代社会は、封建的身分制を否定する。にもかかわらず、日本において部落差別という封建的身分差別が存続したのは、なぜだろうか。この点について、次のように説明される。

「制度的には解消されたにもかかわらず、なぜそうした身分差別が日本や朝鮮、インドなどのような特定の社会に残りつづけてきたかといえは、それらの諸国の近代的変革が、いずれもブルジョ

ア民主主義革命として徹底を欠いたという点を知らなければなりません。日本の場合でも、明治維新によって賤民の解放をふくめて封建的身分制は解決しましたが、維新の不徹底さから、経済的・社会的に半ば封建的なものがつよく残りつづけ、それが自由民権運動を押しつぶして成立した絶対主義的天皇制の新しい身支配と結びついて、封建的身分差別としての部落差別を支え、再生産していく土台となったのです⁽¹⁹⁾。」

この民主主義の不徹底、絶対主義天皇制のもと、部落と部落住民は具体的に、つぎのような状態の中で生活することを余儀なくされていた。

部落は「町はずれや村はずれに、近隣の一般地域社会から隔離されて、交際もほとんど断絶したかたちで、部落民だけがかたまつて閉鎖的な共同体を形成して生活しているという状態、しかも、近代市民的生活環境とは縁遠い悲惨で劣悪な生活環境のままにとり残され、一見して被差別部落だとわかるような原始的で粗野な状態⁽²⁰⁾」で存在していた。部落住民は「伝統的部落産業といわれる皮革製造や履物製造や食肉販売などに従事するものが圧倒的に多かった。」「農業に従事するものも兼業農家が多かったので、ほとんど部落の伝統的な職業を副業としていた⁽²¹⁾。」そして、そのほとんど部落住民同士で結婚をしていた。この部落と部落住民の現実に置かれていた状態が、部落の経済的・社会的・文化的低位性といわれるものである。

部落のこの低位性は、戦後もすぐ改善されたわけではない。しかし、部落をとりまく条件は次のように大きく変わった。

- ① 「主権在民の原則、基本的人権の保障、戦争の放棄をうたった新しい憲法が制定され、この新憲法にもとづいてさまざまな民主的改革がおこなわれたこと。」「とりわけ絶対主義的天皇制が廃止され、ブルジョア君主制の一種にかえられたことは、部落差別を残し支えてきた構造的基礎が基本的に解消したことを意味している。法の前の平等とはいいいながら明治憲法下ではなお大幅に制限されていた国民の基本的権利も、新憲法ではほぼ全面的に保障され、とくに法の上での平等を規定した憲法十四条では、身分的差別がはっきりと否定された」こと。
- ② 「農地改革によって、『上からの資本主義的改革』という歴史的限界をもちながらも、半封建的な寄生地主制が解体されたことは、部落差別を残し支えてきた物質的基礎が基本的に解消したことを意味しているだけでなく、農村社会の民主化の進展をうながし、部落差別をめぐる条件に重要な変化をもたらしたこと。」
- ③ 「民法の改正がおこなわれ、絶対主義的天皇制の社会的・イデオロギー的基盤をなしてきた家父長制的家族制度が廃止されたこと。」
- ④ 「第二次大戦後とりわけ『高度経済成長』のもとで、部落内外を問わず全国的に階級・階層分化が急速に進化し、労働者階級が急激に増加したこと。」
- ⑤ 「教育制度の民主化や階級分化＝労働者階級化の進行ともかかわって、生活様式や行動様式など文化の『平準化』が全国的に進行したこと。」
- ⑥ 「革新政党的のほか労働組合をはじめ多くの民主的な大衆団体がぞくぞくとつくりられ、部落解放運動はもとより労働運動、農民運動、青年運動、婦人運動などさまざまな大衆的な民主化運動が、

戦前とは比較にならぬほど広範にとりくまれるようになったこと。」

「以上のように第二次大戦後、部落問題をめぐる客観的ならびに主体的諸条件が大きく変化するなかで、部落の現実のなかにさまざまな形で残されていた身分差別の傷あとや、国民の意識のなかに残存していた部落についての誤った考えや偏見は急速に是正され、部落差別は基本的に解消の方向をたどってきている⁽²²⁾。」と結論づけられている。

すなわち、「部落問題とは、部落住民に対する封建的身分差別がいまだに一掃されずに残されており、身分差別の傷あとが部落の現実のなかにさまざまな形で残され、国民の意識のなかにも部落についての誤った考えや偏見が根絶されずに残存しているという問題である⁽²³⁾」が、戦後の諸変革、国民の運動、社会の変化のなかで、部落問題は基本的には解消の方向にむかっているといえるのである。

しかし、現実には生起している部落差別を軽視したり、放置しておいてもおのずから問題は解消すると考えるのは間違いであろう。今日なお部落差別を完全に解消できないのは、日本国憲法の民主的諸条項を現実のものとさせる民主的社会をいまだ実現していないことと無関係ではないと考えられるからである。この意味で、部落問題の解決は、勤労国民の民主的権利の確立・拡充と結びつくことなくしては実現され得ず、今日の部落問題は民主主義の課題なのであるといえよう。

二. 小 結

部落問題とは何か、その代表的見解を紹介してきたが、私は、国民融合理論の部落問題の理解が正しく、その主張する方向によって部落問題が解決されると考えるものである。

さきに、同和对策審議会の答申について、その紹介にさいし「内容的に間違いといえないまでも、不十分」と述べておいたのであるが、それは、第一に、国民融合理論が、部落問題を歴史的に考察する必要があるとして、封建社会、近代、現代のそれぞれの身分差別のあり方を考察しているのに対し、同対審答申は、その点きわめて不十分にしか考察していないということである。

第二に、部落差別を基本的人権の侵害、市民的権利と自由が完全に保障されていないと表現しているが、その表現の不十分さである。国民融合理論が主張するように、日本国憲法の民主的諸条項は十分現実化されておらず、したがって、日本国民の多くが基本的人権の侵害を受けており、市民的権利と自由を保障されているとはいえない。この現実と部落差別との相違の考察が不十分なのである。その結果、同和问题といえ、他の市民的権利や自由を侵害してもかまわないという風潮を是認する行政を許すことになる。行政関係者に望まれることは、金科玉条のごとく、同対審答申をオーム返しに述べるのではなく、その後の理論的・現実的發展によって、その不十分さを改めることである。

第三に、同和问题解決の中心が、主要産業の生産過程に部落住民を導入することであるとしていることの不十分さである。ここで述べられていることが、就学上の格差を是正し、従来の部落産業をばなれ、近代的な産業を含む広い職業分野への進出を意味しているのであれば、不十分な表現とはいえない。しかし、主要な産業、別の表現をすれば大企業に就職することを意味するとしたら間違いであろう。この後者を意味するとすれば、答申は「朝田理論」と一致してくる。

「朝田理論」は、部落差別の本質を部落住民が行政的に主要な生産関係から除外されていることにあると規定している。主要な生産関係とは、封建社会にあっては封建的生産関係を、資本主義社会に

あっては資本主義的生産関係を意味する用語であるから、用語表現として明らかに間違っていて使われている。朝田氏がいうことは、主要な産業、企業から排除されていると解されるものである。とすれば部落問題は、部落住民が主要な産業・企業に進出することによって解決することになる。しかもそれが行政的に排除されているというのであるから、行政の責任によって就職を保障せよということになる。しかし、主要産業、大企業に職を持つ労働者の数は、勤労国民の20%にも満たない。80%の勤労国民を無視して、20%の仲間入りをすることによって部落問題が解決するということはどう考えてもありえない。このように、「朝田理論」は重大な矛盾の上になりたっている。答申が、この「朝田理論」と同じ主張であるとすれば、明らかに矛盾である。

「朝田理論」の第2の柱は、封建社会においては農民と部落住民を、資本主義社会においては勤労国民と部落住民を対立させ、分裂支配をすところにより部落差別の存在意義があるというものである。しかし、国民融合理論において明らかにしているように、封建社会は全ての人間が細分化・固定化された厳しい身分差別のなかで存在させられているのである。資本主義社会においては、原的に身分制を否定すところに成立するものであり、日本において部落差別が残存してきたのは民主主義革命の不徹底さのゆえである。これらのことを考察せず、単に農民と部落住民、勤労国民と部落住民が対立させられているとのみ規定することはできない。

さらに第3の柱、人は生まれながら差別するものと、差別されるものに別れているという主張は、朝田氏のいう第2の柱、対立させ支配するために部落差別の存在意義があるという主張と矛盾している。また、生まれたての人間が意識をとくに差別または被差別意識を所有していないことは明らかである。差別を生み出す社会的原因があり、それを前提として差別意識が作り出される。意識が存在を規定するのではなく、基本的には存在が意識を規定する。部落差別も封建的な身分差別の傷あとが、さまざまな形で部落および現代社会に残存し、国民のあやまった考えや偏見を生み出しているのである。

また大賀理論については、部落差別は資本主義の属性となった。部落差別の解消は根本的には社会主義革命の課題であるといっても資本主義の属性とは具体的にどのようなことかを部落問題に即して説明されない以上、理論としてはなりたち得ないであろう。

以上、「朝田理論」大賀理論が部落問題の本質を捉えていないこと、同対審答申の不十分さを明らかにし、国民融合理論が部落問題解決の道を示していると考えられることを明らかにしてきた。

しかし、同和対策事業特別措置法が施行されたのち、「朝田理論」が部落解放運動を指導し、行政を屈服させる事態が生じた。そのもたらしたものは何か、明らかにする必要がある。そこにこそ実は、現代の部落問題の最大の問題があるからである。

註

- (1) 本稿は、昭和54、55年度文部省科学研究費による研究発表の一部をなすものである。
- (2) 昭和56年9月12日、岐阜市中央公民館で開かれた学習会の席上でなされた岐阜県教育委員会指導主事の説明による。
- (3) 多くの小・中・高校教師が、この悩みを訴えているのを聞いている。

- (4) 註(2)と同じ。
- (5) 岐阜市教育委員会指導のもとで、各校下ごとに行なわれている家庭学級の会場で出された質問による。
- (6) 広島において聞きとった事実による。
- (7) 註(5)家庭学級の別会場のある講師の説明から。
- (8)(9)(10) 昭和48年版、昭和52年版総理府編『同和対策の現況』P 1～3
- (11) 北原泰作『国民融合か分離主義か』（同和岐阜県民会議，1979年刊）p14
- (12)(13) 朝田善之助『新版差別と闘いつづけて』（朝日新聞社，1979年刊）p270～272
- (14) 朝田善之助『前掲書』P 296
- (15) 大賀正行『部落解放理論の根本問題』（解放出版社，1977年）で、氏はつぎのように述べている。「部落差別は、その起源・形態からいえば、封建的身分差別である。しかし明治四年の太政官布告（解放令）以後は資本主義が利用し温存し再編成し、また資本主義がとくに帝国主義段階において、新たに生み出す数かずの差別の一形態としてくみこまれて存在している。」（p 252）「筆者は今日の部落差別は、明治以後の資本主義、とくに帝国主義の打ち出す差別支配の産物ととらえる。明治維新はブルジョア民主革命であり、封建身分は『解放令』によっていったん打切られた。」「差別の歴史性や形態は封建的であるが、内実は資本主義の差別の一形態として今日もなお存続し、その解決は根本的には資本主義の打破以外にはない。」（P 350）
- (16)(17)(18)(19) 馬原鉄夫『部落差別は解消にむかっている』（国民融合をめざす部落問題全国会議，1979年刊）P 51～61
- (20)(21) 北原泰作『前掲書』P 32～33
- (22)(23) 杉之原寿一「戦後日本の民主化と部落の変化」（部落問題研究所『戦後部落の現状，行政の研究』1980年刊）P 18～23
参照。

(1981. 10. 12. 受理)